

●農地法第3条の主な許可基準

- ・申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作することこと。(全部効率要件)
- ・申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること。(農作業常時従事要件)
- ・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。(地域調和要件)

●農地法第3条許可申請書の添付書類

許可申請書には、次に掲げる書類を添付する(規則第10条第2項各号)

	書 類 名	備 考
1	周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面
2	公図の写し	3ヶ月以内のもの。 法務局の証明印がないものは次例の証明がなされていること。 (証明例) この公図写しは宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図(公図番号〇〇)を謄写したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 氏名 印
3	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	3ヶ月以内のもの。 ※登記事項証明書に記載された名義人の住所・氏名に変更がある場合は関連がわかる書類
4	法人の登記事項証明書	申請人が法人の場合 ※申請人が農地所有適格法人の場合は、左の他、規則第10条第2項第3号に該当する書類(組合員名簿等)、及び同第11条第6号に掲げる事項を記載した書類(農地所有適格法人報告書、営農計画書等) ※申請人が一般法人の場合、左の他、解除条件を付した賃貸借契約書
5	住民票の写し	譲受人が町外の場合
6	耕作証明書	
7	委任状	譲受人等が代理人に申請手続を委任する場合
8	その他参考となる書類	許可権限者が必要と認めて提出を求めるもの
	・営農計画書(新規就農者の場合) ・相続関係系図、戸籍又は除籍謄本、相続放棄申述受理謄本等(相続登記未了の場合等、土地の登記事項証明書に記載されている所有者名義と申請人が異なる場合) ※相続法定相続情報証明制度に基づき法務局が証明した法定相続情報でも可	

※印は、該当する場合に追加添付する。